

北杜市環境基本計画 (改訂版)



平成26年3月

北 杜 市

この報告書は再生紙を使用しております。

目 次

第1章 基本的事項

1 計画改訂の背景、目的	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の役割	4
4 計画の期間	4
5 目標とする環境像の継承	5
6 計画の範囲	8
7 計画の構成	9
8 計画の実施及び取り組み体制	10

第2章 環境の現状と課題

1 社会環境の現状と課題	13
(1) 廃棄物	13
(2) 不法投棄	15
(3) 資源	16
2 自然環境の現状と課題	17
(1) 優れた自然の保全	17
(2) 植 物	18
(3) 動 物・鳥獣害	19
(4) 景 観	21
3 生活環境の現状と課題	22
(1) 水質汚濁	22
(2) 大気汚染	24
(3) 悪 臭	26
(4) 騒音・振動	27
(5) 土壌汚染	28
(6) 地盤沈下	29
(7) 化学物質	30
4 地球環境の現状と課題	31
(1) エネルギー問題	31
(2) 地球温暖化問題	33
(3) オゾン層	34
(4) 酸性雨	35

5 環境への取り組みの現状と課題	36
(1) 環境行政	36
(2) 市民・民間団体等	37

第3章 基本方針の推進と展開

1 ごみを減らし、資源を大切にする杜（社会環境）	39
(1) ごみの発生抑制	40
(2) リサイクルの推進	41
(3) 不法投棄対策の推進	42
2 豊かな自然を守る杜（自然環境）	43
(1) 自然環境の保全	44
(2) 生物多様性の保全	45
(3) 未来に残せる景観活動の推進	46
3 清らかな水を大切にする杜（生活環境）	47
水質汚濁	
(1) 生活排水対策の推進	48
(2) 地下水の保全	49
大気汚染	
(1) 大気環境の保全	51
(2) 排出ガス低減活動の推進	52
悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤沈下	
(1) 悪臭対策の推進	54
(2) 騒音・振動対策の推進	55
(3) 土壌汚染の現状と把握	56
(4) 化学物質の監視・測定	57
(5) 地盤沈下の監視	58
4 地球環境保全に貢献する杜（地球環境）	59
(1) 低炭素型社会のまちづくり	60
(2) 再生可能エネルギーの利用促進	61
(3) 資源の有効かつ経済的な利用推進	62
5 つなぐ将来を大切にする杜（環境行政）	63
(1) 環境教育の推進	64
(2) 自然保護意識の向上	65
(3) 環境保全活動の推進	66

第1章 基本的事項

1 計画改訂の背景、目的

(1) 計画改訂の背景

北杜市（以下、「本市」という。）は、山梨県の北西部に位置し、県内で最も広い市です。八ヶ岳連峰をはじめとする山々に囲まれており、本市の面積の約8割を森林が占め、緑あふれる自然に恵まれています。

本市では、このような身近にある自然環境の保全や環境問題に対処するため「北杜市環境基本条例」に基づき「北杜市環境基本計画」を平成20年3月に策定し、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任において本市の豊かな環境を守り、将来へ受け継いでいくための、地域に根ざした環境への取り組みを総合的かつ計画的に実行してきました。

その中でも、本市の特色である日照時間の長さを活かし、大規模太陽光発電システムを県内外の自治体に先駆けて導入し、国内でも有数の設備として普及啓発の拡充を図るなど、自然エネルギーを利用した環境施策に取り組んできました。

そして、これらの取り組みに並行して、東日本大震災に端を発した福島第一原子力発電所の事故以降、再生可能エネルギーの積極的な活用によるエネルギー政策の転換や節電等の省エネルギー対策、資源使用の合理化による温室効果ガス削減などの新たな課題に対応する事が必要となってきました。加えて、循環型社会の実現、生物多様性や豊かな自然環境の保全、微小粒子状物質による新たな大気環境問題の浮上など、本市が目標とする環境像（自然の恵みをあしたへつなぐ杜づくり）の実現に向けて、より一層の取り組みが求められる状況にあります。

このような状況を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢の変化に見合った計画が必要となってきました。そこで、当計画では、平成20年度から10年間に計画実行期間と定めており、当計画の柱となる「目標とする環境像」、「5つの基本方針」施策の方向性は継承しつつ、各施策の取り組み内容等についての見直しを図り、「北杜市環境基本計画」（以下、「本計画」）の改訂を行いました。

(2) 計画の目的

本計画の改訂では、平成20年3月に策定された基本計画の内容を継承しつつ、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「北杜市環境基本条例」に示されている基本理念に基づき、市民・事業者・市がそれぞれの役割について具体化を図ることを目的とします。

北杜市環境基本条例【抜粋】

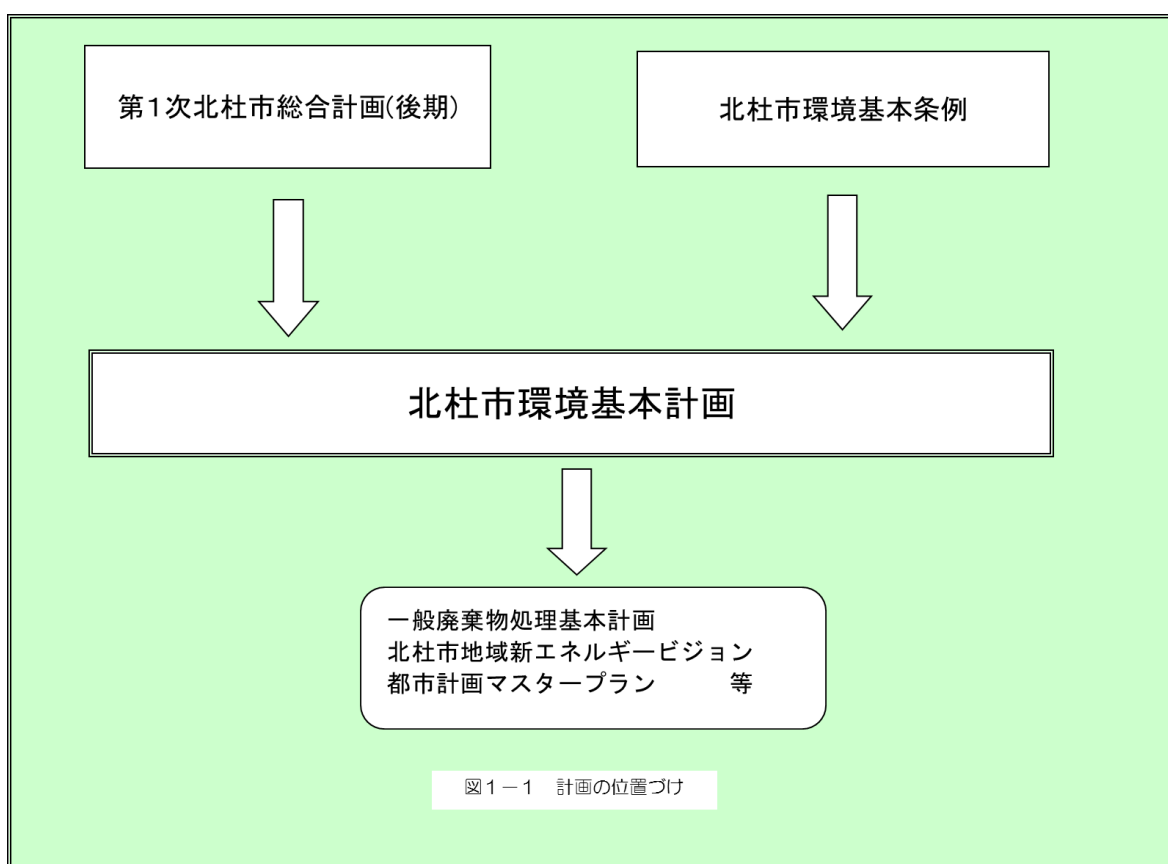
(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要とされる良好な環境の確保及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。
 - 3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に積極的に取り組むことにより行われなければならない。
 - 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることを認識し、全ての者がこれを自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、北杜市環境基本条例第7条に基づき策定する計画です。

本計画は、国、県の環境関連計画や市の各種条例・計画（第一次北杜市総合計画（後期）など）との関係を整理し、環境に関係する施策を進めていく上で最も基本となる計画として位置づけをしています。本市の最上位計画は北杜市総合計画ですが、本計画は、一般廃棄物処理基本計画などの他の計画との関連性を明確にしながら、北杜市総合計画との整合性を図っていきます。



3 計画の役割

本計画の改訂は、平成 20 年 3 月に策定された本市が目指すべき環境像や環境の保全に関する総合的な施策の方向性を継承しつつ、次の役割を担います。

北杜市環境基本条例【抜粋】

(環境基本計画)

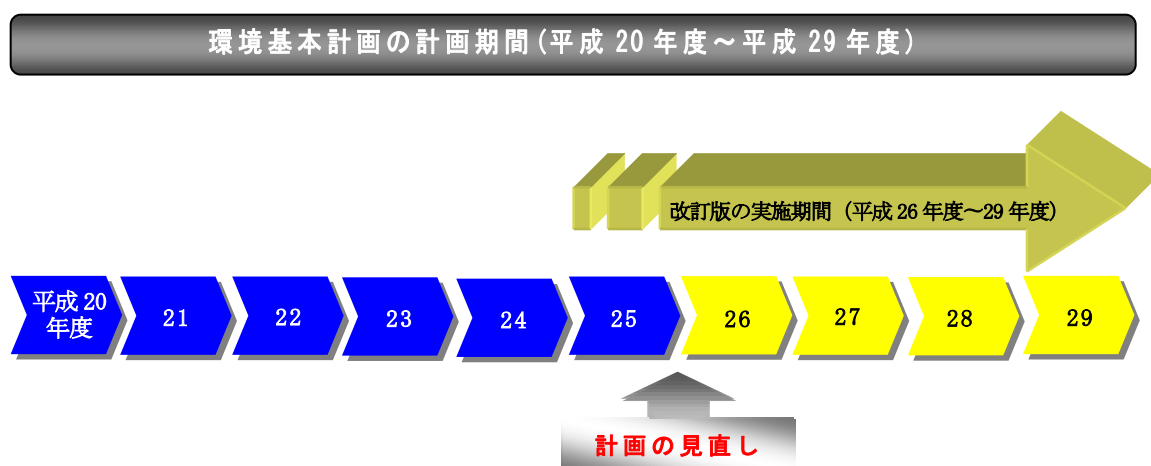
第 7 条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 計画の期間

本計画は、策定された平成 20 年度から平成 29 年度の 10 ヶ年を計画期間としており、今回の改訂による計画期間の範囲は平成 26 年度から平成 29 年度の 4 ヶ年とします。



5 目標とする環境像の継承

(1) 環境像の設定

北杜市では、まちづくりの最上位計画である「北杜市総合計画」において、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を「北杜市」づくりの基本コンセプト（将来像）として掲げております。

目標とする環境像については、平成20年に策定した「自然の恵みをあしたへつなぐ杜づくり」を引き続き継承します。

自然の恵みをあしたへつなぐ杜づくり



(2) 基本方針の設定

水と緑と太陽の恵みを次世代に伝えるため、市民・事業者・市（行政）が、それぞれの責任と役割により、協働して環境問題に取り組めるよう設定した5つの基本方針も引き継ぎ、環境像の実現に向けて総合的かつ計画的に進めていきます。

1.ごみを減らし、資源を大切にす杜（社会環境）

限りある資源を大切にすために、①ごみを減らす ②モノを繰り返して使う ③モノをリサイクルする ④過剰な包装や袋等の不要物を断る 等の4つの活動に取り組み、循環型社会の構築を図るとともに、不法投棄のないまちづくりを目指します。

2.豊かな自然を守る杜（自然環境）

豊かな自然を後世に継承するために、適切な自然環境と景観の保全を行っていきます。また、身近な水田・畑及び里山で生息する野生動物や植物の現状を把握し、動植物の保護と有害な鳥獣類の防除を適切に行うことで、バランスのとれた生態系を維持し、市民の大切な森林や農地の保護を目指します。

3.清らかな水を大切にす杜（生活環境）

私たちの日常生活において身近な問題である水・大気・土壌・騒音・振動・悪臭・地盤沈下などを良好な状態で保ち、引き続き、市民の安全で健康かつ文化的な生活の保全を図ります。そして、市民の財産である清らかな水を将来に残すために、地下水保全ネットワークを構築し、家庭からの生活排水や工場等からの廃水の適正な処理と管理を行い、水源の保護と良好な水循環の維持を目指します。

4.地球環境保全に貢献する杜（地球環境）

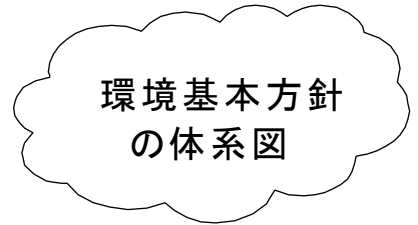
地球温暖化等の地球環境問題の解決に向けて、本市では今後の国内需給に先駆け、再生可能エネルギー（太陽エネルギー・小水力エネルギー等）の導入に積極的に取り組みます。そして、未来に向けて北杜市から地球に優しいエネルギーを生かしたまちづくりを進めていきます。

5.つなぐ将来を大切にす杜（環境行政）

将来を担う子供たちや若い世代が環境について学べるような取り組みを推進し、環境教育の充実を図っていきます。そして、市・市民・事業者が協働して、積極的に環境保全活動に関わることができるように、人材の育成や情報の提供に努め、住民一人一人が環境保全に関心を持って行動できる基盤を持続的に整えることにより、本市が持つ豊かな水と緑と太陽のめぐみを次世代へ受け継いでいきます。



自然の恵みをあした
へつなぐ杜づくり



環境基本方針 の体系図

1.ごみを減らし、資源を大切に する杜(社会環境)

《個別目標》

ごみの減量とリサイクルの推進

2.豊かな自然を守る 杜(自然環境)

《個別目標》

身近で親しみやすい
自然環境の確保

4.地球環境保全に 貢献する杜(地球環境)

《個別目標》

北杜市から地球の環境を守る

3.清らかな水を大切に する杜(生活環境)

《個別目標》

- ・清らかで豊かな水の確保
- ・澄みわたるさわやかな空気の確保
- ・静けさや快適さが保たれた生活環境の確保

5.つなぐ将来を大切に する杜(環境行政)

《個別目標》

市民・事業者・市が協働する
環境保全活動

北 杜 市 総 合 計 画

6 計画の範囲

(1) 対象とする地域の範囲

対象とする地域の範囲については引続き本市全域とします。

ただし、河川の流域の問題など国、県及び周辺自治体との連携が必要な項目については、関係機関と協力し取り組みを進めます。

また、地形的な特性や土地利用の変化に関する基準の変更、地域的な人口の増減に伴う環境変化等が生じた場合はその内容を精査し、対象となる地域にも反映させていきます。

(2) 対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、平成 20 年度策定した内容を引継ぎ、環境の項目等について、今回の見直しにより現在の社会的情勢を踏まえて、重要度や関心度の観点から表 1-6-1 のように記載する順番を変更しました。(文字が青色になっている所が変更箇所です)

表 1-6-1 環境の範囲と環境の項目等

環境の範囲	環境の項目等
①社会環境	廃棄物、不法投棄、資源
②自然環境	優れた自然の保全、植物、動物・鳥獣害、景観
③生活環境	水質汚濁、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤沈下、化学物質
④地球環境	エネルギー問題、地球温暖化、オゾン層、酸性雨
⑤環境への取り組み	市民・民間団体等、環境行政

平成 20 年度版で①「地域特性」の箇所は削除し、新たな①は「社会環境」とした。

①社会環境の「不法投棄」の順序を変更し、「化学物質」をこの項から外し、③生活環境の項へ移動。

②自然環境の「優れた自然の保全」を先頭にし、「動物」の項に「鳥獣害」を追加し、「動物・鳥獣害」とした。

③生活環境の「水質汚濁」を先頭にし、「地盤沈下」を 6 番目に移し、最後に①の項から「化学物質」を移動。

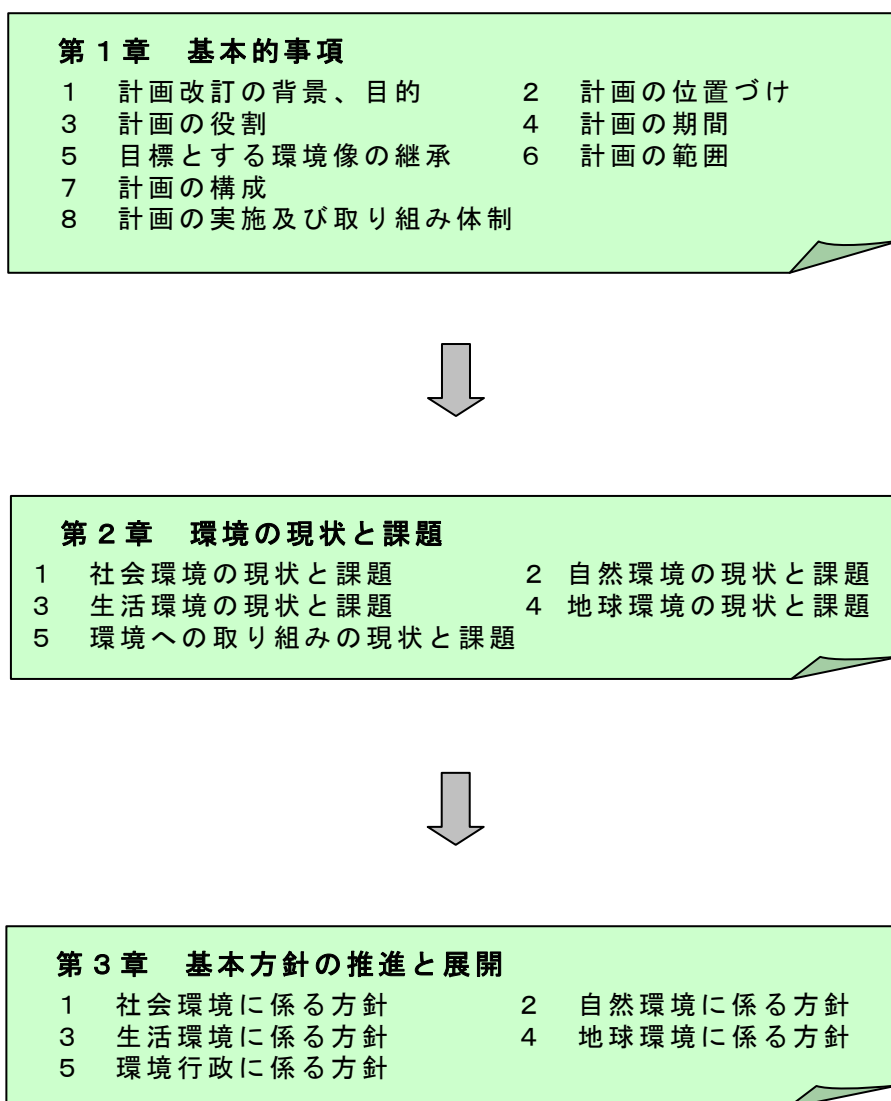
④地球環境では「エネルギー問題」を先頭に移動。

7 計画の構成

本計画の構成は、図に示すとおりです。平成20年3月の計画では「第5章 環境配慮指針」の章がありましたが、今回の改訂では、「第3章 環境施策の推進と展開」の章の中で、施策の目標と市民・事業者・市が行うべき取り組み方法などを集約して一つの章にまとめました。

また、平成20年3月版の「第6章」としてあった「計画の実施及び取り組み体制」は基本的事項の範囲として扱うため、「第1章 基本的事項」に組み入れました。同じく「第3章 目標及び基本方針の設定」も基本的事項にあたるとして、第1章に組み込みました。

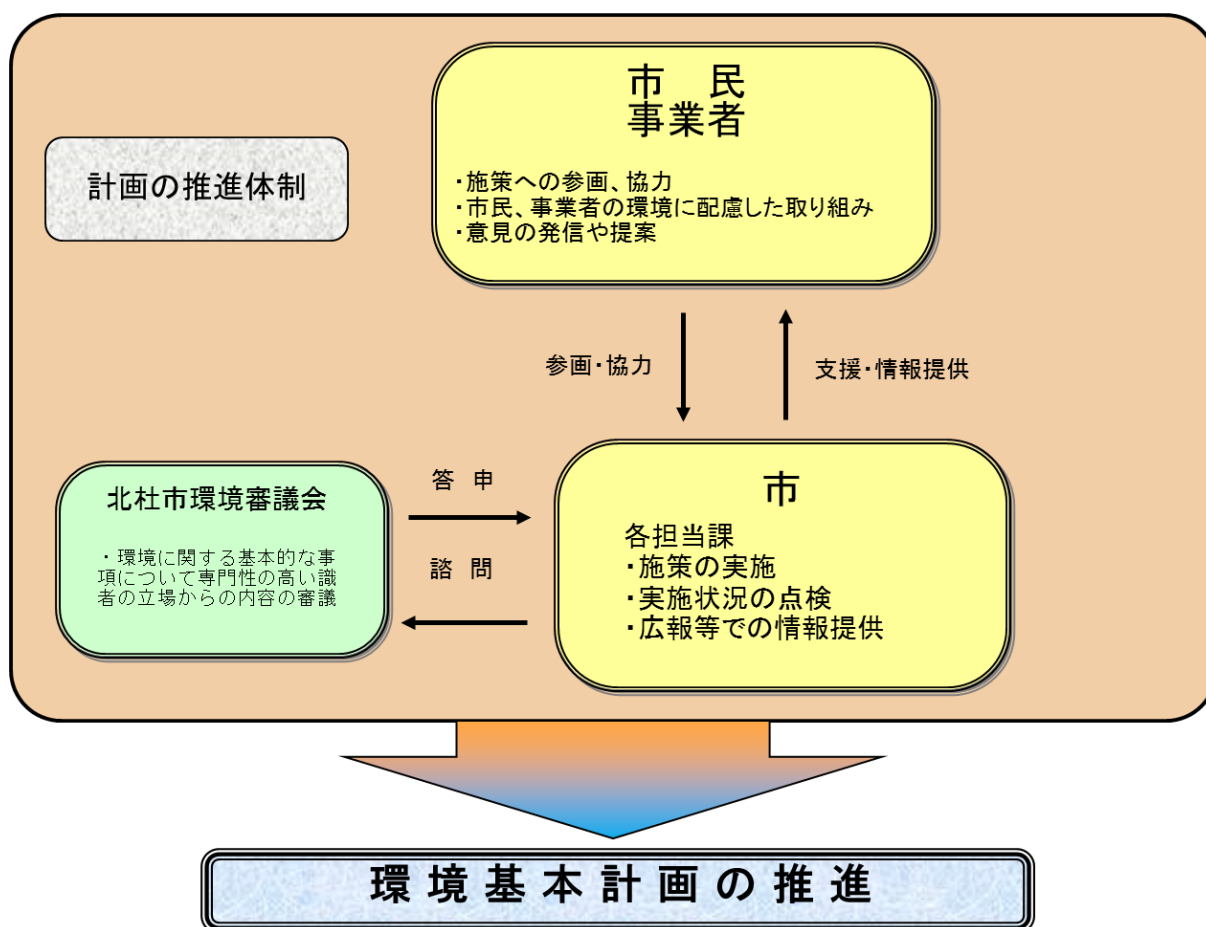
このため、章は平成20年3月版では、6章ありましたが、今回の改訂では大きく3つの章にしました。



8 計画の実施及び取り組み体制

(1) 計画の推進体制

本計画が有効に機能するためには、市民・事業者・市がお互いの役割を理解しつつ、三者が出来ること、すべきことを行うために連携・協力を形成する仕組みが必要です。



本計画に定めた広範囲にわたる市の施策は、環境保全に関する施策は環境課、鳥獣害及び森林に関する施策は林政課、景観に関わる施策はまちづくり推進課のそれぞれの担当課により本計画で定められた施策を実施し、その進捗状況を点検します。

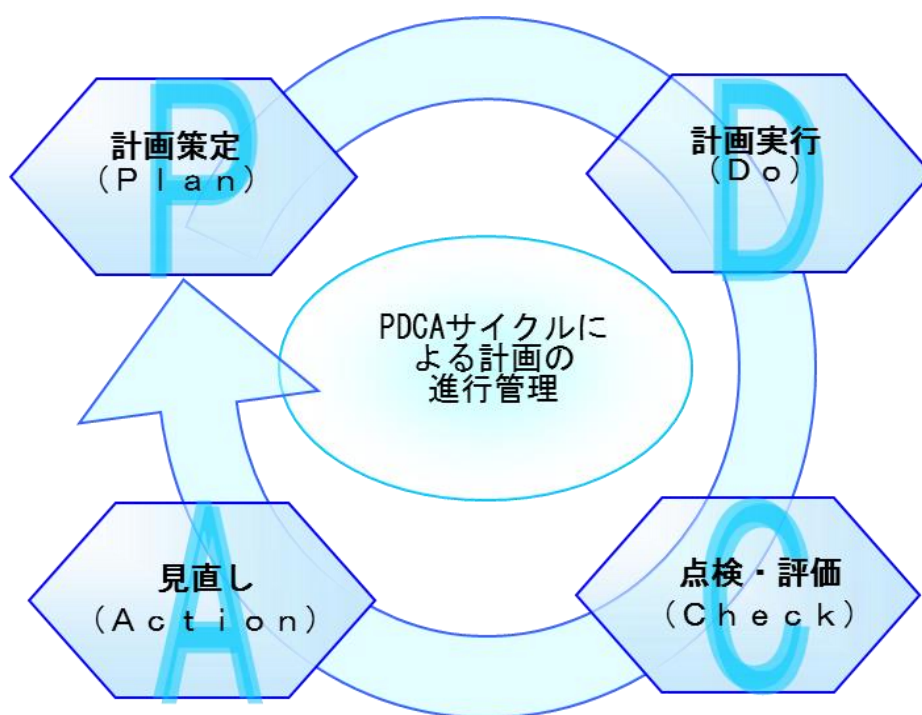
本計画の推進に対しては、市民・事業者に参画・協力してもらい施策を実施していきます。また、環境施策の実施状況の把握をしていきます。そして、実施状況や重要事項について北杜市環境審議会へ諮問を行い、答申内容を検討し、本計画を推進していきます。

(2) 計画の進行管理

本計画の実施にあたっては、実効性を高めるため、『計画を策定し (Plan)』『計画を実行し (Do)』『点検・評価し (Check)』『見直し (Action)』という、いわゆるPDCAサイクルといわれる手順を継続することを目指し、必要な体制の構築を行います。

つまり、単に計画を策定・実行するだけでなく、実施状況を点検し、見直すことも大きな役割を占めているということが言えます。

本計画の実施に当たっても、計画の実施状況について点検・評価と見直しを行うことにより、本市の環境の保全を継続的に推進することを目指します。



(1) 計画の策定 (Plan)

本計画は北杜市総合計画に基づいて、環境基本計画を策定し、社会情勢等により、一部見直しをしていながら計画を立案します。

(2) 計画の実行 (Do)

本計画で定めた環境施策と個別施策は、市民・事業者・市がそれぞれの立場で、お互いに協力して進めていくことが必要です。

また、環境にやさしい自主的な取り組みを推進するため、計画に掲げる行動を実践します。

(3) 計画の点検 (Check)

本計画に定めた環境施策に対する市民・事業者・市の取り組みの進行管理を行うため、その進捗・実施状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しに生かします。

(4) 計画の見直し (Action)

本計画は、平成20年度～29年度までの10年間の本市における環境行政の方針を定めたものですが、平成20年3月から概ね5年程度、経過したことによる本市を取り巻く環境の変化を反映させました。しかし、次期「北杜市環境基本計画」策定までの間には、社会情勢の大きな移り変わりや新しい環境問題が生ずる可能性は十分考えられます。そこで、市民や事業者の意見や要望に応じて、必要な場合には、環境施策や推進体制、進行管理等に追加を加えるとともに、次期計画に柔軟に活かせるように十分な対応を図っていきます。

また、本計画の進捗は、環境の現状、施策の状況等を環境審議会に報告し、適切な意見を求めるとともに、様々な媒体を通じて市民・事業者等に公表していきます。



第2章 環境の現状と課題

1 社会環境の現状と課題

(1) 廃棄物

〈平成20年 当初計画時〉

現状

- 1 ごみ排出量は年々増加傾向にあります。

課題

- 1 増加傾向にある燃えるごみの減量化へ向けたぬ対策が必要です。
- 2 アンケート結果※1では、資源化を進める拠点施設の導入が求められています。

課題への取組結果

- 1 北杜市一般廃棄物処理実施計画を策定しました。
- 2 北杜市ごみ及び資源物収集所設置許可基準を設定し、その基準に適合したごみステーションを中心に拠点施設を導入し収集・運搬を行っています。



〈平成25年 計画改訂時〉

現状

- 1 ごみの排出量は平成18年度から20年度までは、減少傾向でありましたが、徐々に増加傾向にあります。

課題

- 1 増加傾向にあるごみ（可燃ごみ）の排出抑制、減量化への対策が必要です。

本市の過去6年間のごみの排出量は図2-1に示すとおりです。

平成23年度のごみの排出量は6,935tであり、平成18年度の排出量（7,138t）と比較すると約3%減少しています。

平成21年8月より市内4箇所のごみ収集所において、別荘所有者などのごみの収集を行い、その年以降のごみの排出量は徐々に増加傾向にあります。

本市では、可燃ごみを中心とした減量化を図るべく、一般家庭に対して生ごみ処理機補助金制度の活用を奨励しています。

また、市内の収集運搬業の許可業者と協力し、事業者に対して資源化の啓発を行っています。

※1 アンケート結果とは、平成18年度に実施した「環境基本計画策定に伴う実態調査」の集計結果です。

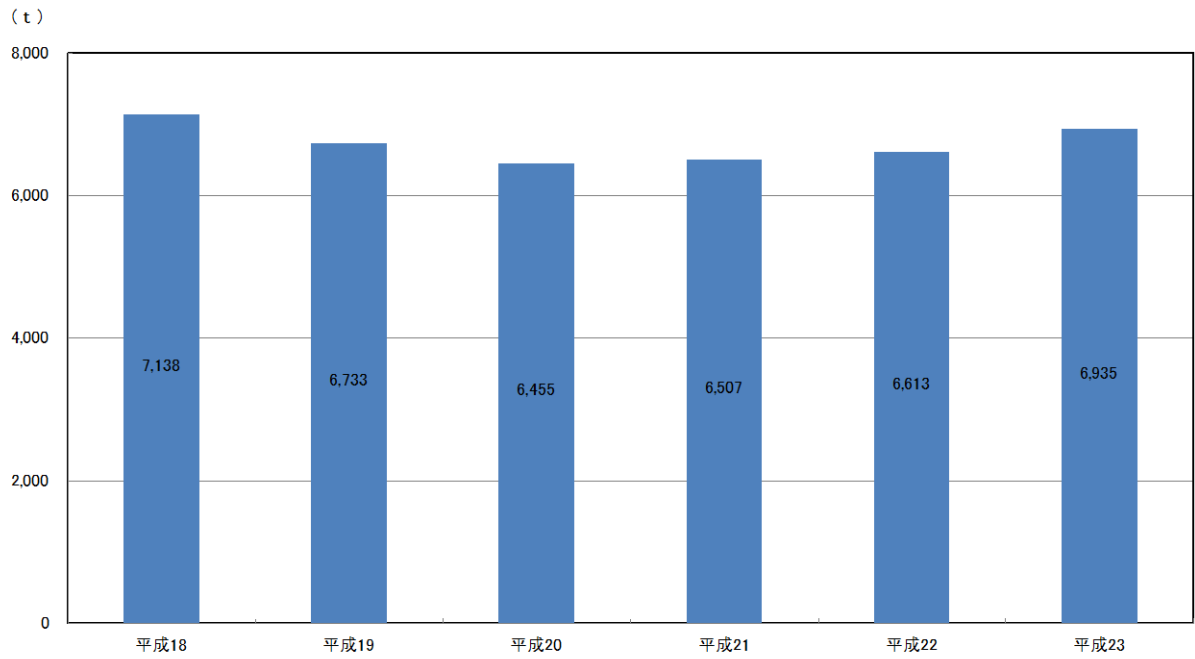


図2-1 本市のごみ排出量の経年変化(平成18～23年度)



(2) 不法投棄

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状

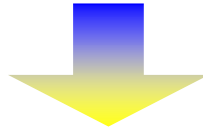
- 1 不法投棄された粗大ゴミが残存しています。
- 2 空き缶、吸い殻などのポイ捨てごみが目立っています。

課題

- 1 不法投棄され残存する廃棄物への対策が必要です。
- 2 ポイ捨てを含め、新たな不法投棄の未然防止が必要です。

課題への取組結果

- 1 不法投棄された廃棄物の早期発見・拡大防止の対策として、定期的な監視パトロールや撤去作業※1を実施しています。
- 2 地域住民や関係機関等との監視体制を強化して、引き続き未然防止の対策を図っています。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状

- 1 山林や不法投棄の多い地域を重点的に、監視パトロールや撤去作業を継続して行っています。

課題

- 1 市民との連携をより一層強化し、不法投棄の未然防止の対策が必要です。

本市の過去 5 年間の不法投棄による廃棄物の撤去量は図 2-2 に示すとおりです。

本市では、不法投棄対策として監視パトロールを定期的実施し、処理等を検討します。

※1 不法投棄に関しては土地所有者の管理の下、未然防止策等を講じてもらいます。

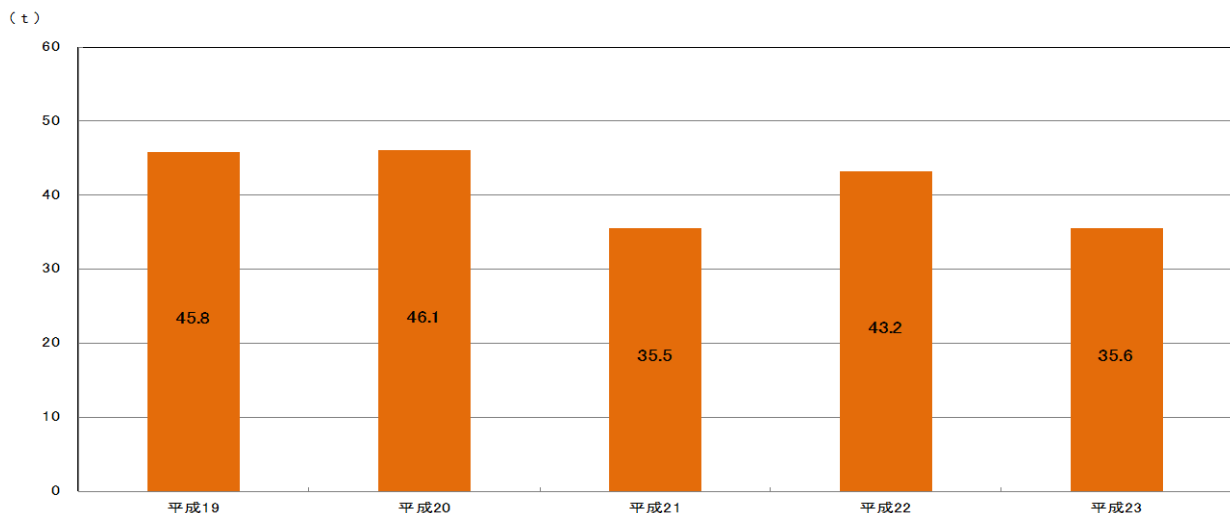


図2-2 本市の不法投棄撤去量の変化(19年度～23年度)

(3) 資源

〈平成20年 当初計画時〉

現状	1 資源物回収量は年々ほぼ横ばい状態にありますが、ごみ排出量の増加により資源化率が低下してきています。
課題	1 資源化率を上げるための対策が必要です。
課題への取組結果	1 ごみの減量化・排出抑制・資源化を促進するため、ごみ・資源分別マニュアルを策定しました。



〈平成25年 計画改訂時〉

現状	1 資源化率の割合は、平成18年度から23年度までごみの排出量により若干の変動はあるものの、ほぼ横ばいの状態です。
課題	1 引き続き資源化率の向上のための対策が必要です。
<p>本市の過去6年間の資源物回収率は図2-3に示すとおりです。家庭から排出されるごみ全体から再資源化できる物の割合は約25%前後となっています。平成20年4月に「北杜市ごみ・資源物分別マニュアル」を策定し、資源物を14品目での収集に切り替えて実施しています。</p> <p>今後も本市では、市民が排出しやすく、かつ品質の良いものが収集できる方法を検討しながら、資源化率の向上を目指していきます。</p>	

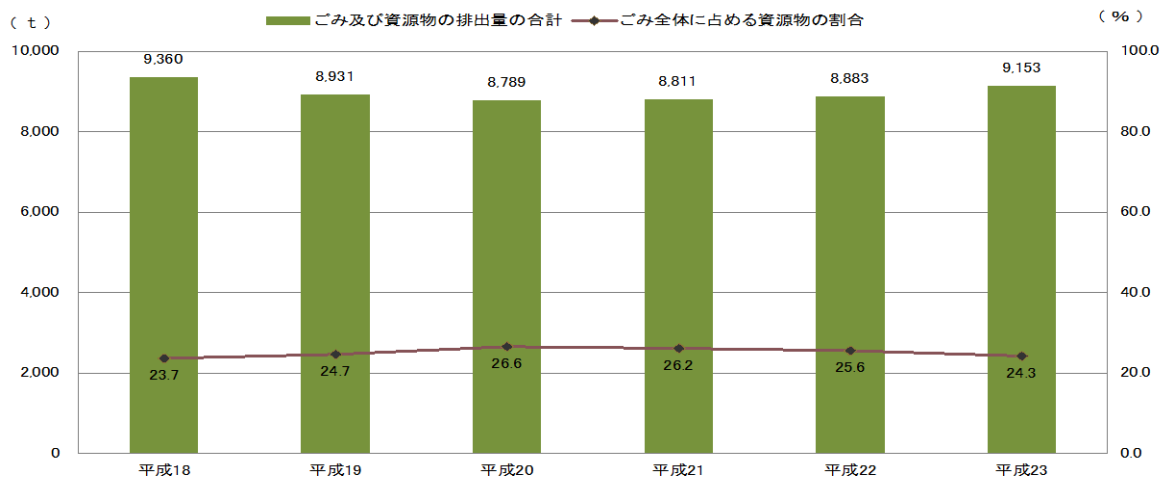


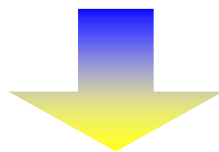
図2-3 本市のごみ及び資源物の排出量とそれに占める資源物の割合(平成18年度～23年度)

2 自然環境の現状と課題

(1) 優れた自然の保全

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状
1 秩父多摩甲斐国立公園をはじめ 4 つの自然公園が指定されています。 2 アンケート結果では、約 60% の住民から自然環境と産業の共生を求める意見が寄せられています。
課題
1 優れた自然環境の保全及び人工林等の適切な維持管理が重要です。
課題への取組結果
1 森林の保全及び適切な管理のため、「北杜市森林整備計画」の策定及び「里山整備事業」の実施を行いました。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状
1 秩父多摩甲斐国立公園※1をはじめ 4 つの自然公園が指定されています。
課題
1 林業生産活動の低迷による未間伐林などの適正な管理が必要です。
本市では、平成 24 年 4 月に北杜市森林整備計画を策定しました。 本市は、秩父多摩甲斐国立公園をはじめとし、4 つの自然公園が指定されています。 今後は、森林整備計画に基づき、自然公園の保全や未間伐林の早急な解消と高齢級林の適正な管理を行い、森林が本来有する、水源涵養、国土保全、生物多様性の保全などの多面的な機能の確保に努めます。

※1 国立公園 日本では自然公園法に基づき、日本を代表する自然の風景地を保護し利用の促進を図る目的で、環境大臣が指定する自然公園のひとつです。秩父多摩甲斐国立公園は 1950 年に制定され、当時は山梨県の名前が入っていませんが、2000 年に公園全面積の約 37% を占める山梨県の要望により名称変更となりました。

(2) 植 物

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状

- 1 貴重種を含め多くの植物が生育しています。
- 2 アンケート結果では、約60%の住民が周囲の森林(緑)が減少していると感じています。

課題

- 1 自然植生の保全対策が必要です

課題への取組結果

- 1 本市の自然植生の保護と市民参加による森づくりを推進しました。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状

- 1 貴重種を含め高山植物が分布しており、多種多様な植生が見られます。
- 2 松くい虫の被害や十分な管理が施せない状況により、森林の荒廃が進行しています。

課題

- 1 貴重種を含め、本市に植生している植物の調査や監視の強化を図り、植樹活動など自然とのふれあいを深めるための取り組みが必要です。
- 2 松くい虫の被害を食い止め、アカマツ林等の森林に対する適正な管理が必要です。

本市の山岳地域には、環境省による「自然環境保全基礎調査」に記載されている特定植物群落※1として「八ヶ岳の自然植生」をはじめ市内の23カ所を選定しており、巨樹・巨木林としては「根古屋神社の大ケヤキ」(幹周1190cm)をはじめ3件の国指定の天然記念物が存在しています。

これらの市内に点在する貴重な植物や天然林の保護を行っていくとともに、本市では、森林環境学習やバイオマスエネルギー等との関連する知識習得の場などへの活用する取り組みを継続して推進します。

また、近年、松くい虫の被害によりアカマツが減少傾向にあることから、松くい虫の防除やアカマツ林の保全対策に向けた管理方法等について検討をしていきます。

※1 特定植物群落 自然環境保全基礎調査(環境省)の一環として、(1)原生林またはそれに近い自然林、(2)稀な植物群落又は個体群など、8項目の基準によって学術上重要な群落、保護を要する群落等をリストアップする調査です。現在まで第5回(1998年)まで実施されています。

(3) 動物・鳥獣害

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状

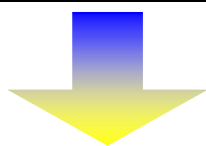
- 1 貴重種を含め多くの動物が生息しています。
- 2 野生鳥獣による農作物被害防止のための捕獲が増加傾向にあります。

課題

- 1 貴重種等の野生生物の保全対策が必要です。
- 2 野生鳥獣による農作物被害の防止及び共存できる森林の整備が重要です。

課題への取組結果

- 1 貴重種等の野生生物の生育の場である森林等の保全活動を実施してきました。
- 2 北杜市鳥獣被害防止計画を策定しました。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状

- 1 野生鳥獣による被害は拡大し、捕獲依頼は増加しています。

課題

- 1 野生鳥獣による農作物被害の更なる防止対策が必要です。
- 2 引き続き、貴重種等の野生生物の保全対策として、自然の乱開発の回避に努め、生物の生育環境の悪化を防止していきます。

豊かな自然環境に恵まれた本市には貴重な動物が生息しています。

環境省による「自然環境保全基礎調査」では、表 2-1 に示す 8 種の貴重な動物が確認されています。2012 年版環境省のレッドデータブック※1 ではヤマネが国の指定からランク外となっているものの、タガメが絶滅危惧Ⅱ類に指定となり、トノサマガエルが新たに準絶滅危惧に指定されました。このような状況を踏まえ、本市においても市内に生息している稀少動物について保護や監視をする必要があります。

特に市の昆虫として制定しているオオムラサキは、国の天然記念物にも指定されており、北杜市オオムラサキセンターでは蝶の生態を通して、自然保護への関心度をより深める役割を果たしています。

また、本市では、野生鳥獣の捕獲や駆除依頼が増えています。表 2-2 に平成 25 年度から 27 年度まで鳥獣被害の防止計画の対象となる野生鳥獣を示しました。イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシン・アライグマ・ツキノワグマ・鳥類（カラス・ハト等）の 7 種類の野生鳥獣の防除を適切に実施していきます。

※1 レッドデータブック 日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリストで、国内に生息または生育する野生生物について生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、選定してリストにまとめたもの。絶滅危惧種Ⅱ類は稀少野生動植物のうち、絶滅の危険が増大している野生の動植物で、絶滅危惧種Ⅰ類に近い将来、絶滅の危険度が高い動植物としているのに対し、Ⅱ類はⅠ類ほどではないものの、大幅に個体数が減少して、生育・生息状況が明らかに悪化している種類のものがあてはまります。

表 2 - 1 本市における貴重な動物

区分	種名 (指定状況)
哺乳類	ヤマネ (県 準絶滅危惧)
両生類・は虫類	イモリ (県 絶滅危惧Ⅱ類) トノサマガエル (国・県 準絶滅危惧)
昆虫類	オオムラサキ(国 準絶滅危惧種・県 要注目種) タガメ (国 絶滅危惧種Ⅱ類・県 絶滅危惧ⅠA類) ハッチョウトンボ (県 絶滅危惧種ⅠA類)
魚類	メダカ (国・県 絶滅危惧Ⅱ類) ヤマメ (県 絶滅のおそれのある地域個体群)

表 2 - 2 本市における鳥獣被害の対象動物と対象地域

対象鳥獣	イノシシ※1・ニホンジカ※1・ニホンザル※1 ハクビシン・アライグマ・ツキノワグマ 鳥類 (カラス・ハト等)
対象地域	北杜市全域

※1 イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルについては、特に頭数の管理や定期的に捕獲等を実施しています。



(4) 景 観

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状

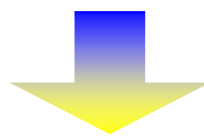
- 1 数多くの自然景観資源や環境関係百選及び文化財等が存在しています。
- 2 アンケート結果では、約55%の住民が景色・景観について良いと感じています。

課題

- 1 景観資源の保全及び維持管理が重要になります。

課題への取組結果

- 1 上位計画である「第1次北杜市総合計画（前期）」及び、景観形成に関して総合的な施策を定めた「北杜市景観計画（平成22年12月）」との整合性をとりながら環境面から補完を図り実施してきました。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状

- 1 市民参加によるまちづくりや、景観形成に関する草の根的な活動が行われております。

課題

- 1 更なる景観資源の保全活動や市民参加のまちづくり等への推進が必要です。

本市では、景観法に基づき平成22年12月に北杜市景観計画を策定しました。
「北杜市らしい良好な景観づくり」を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成活動、景観事業、地域ルールづくり、景観コントロールなどの景観形成に関することは、景観計画に基づき行われています。

長坂駅、小淵沢駅周辺、清里周辺などで市民参加によるまちづくりや景観形成の取り組みが行われているほか、市内の各地域で植樹・花植え、草刈り、水路の清掃美化など、景観形成に関する草の根的な活動が行われています。

引き続き景観計画との整合を図り、更なる景観資源の保全対策や景観形成の取り組みへの推進が必要です。

3 生活環境の現状と課題

(1) 水質汚濁

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状
1 河川水質調査66箇所の内一部に汚濁が見られます。 2 アンケート結果では、河川や水路でのごみや浮遊物について意見が寄せられています。
課題
1 水資源の保全対策が必要です。 2 河川や水路へのごみの不法投棄に関する対策が必要です。
課題への取組結果
1 地下水保全ネットワークと協働して、保全対策の強化を図っています。 2 地域住民等との監視体制を強化し、未然の防止対策を図っています。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状
1 河川等水質調査を継続的に実施しており、概ね良好な水質ですが、地下水調査において環境基準を超過している箇所があります。 2 河川・水路へのごみの不法投棄が見られます。
課題
1 河川等水質調査の内容を見直し、地下水調査については、県の調査と整合を図り監視方法等について検討が必要です。 2 河川や水路などへの地域住民による清掃活動の促進、未然防止の啓発及び監視体制について、より一層の強化が必要です。
本市では、河川をはじめとする水質調査を継続して行っております。 市内全域に及ぶ各河川の地点で水質調査を行っており、概ね良好な水質であります。また、山梨県や国土交通省により、河川水や地下水調査が行われております。表2-4に山梨県による地下水調査結果を示しました。その中の定期モニタリングについては、過去に環境基準を超過した事のある地点での継続調査であり、平成23年度の調査においても、環境基準を超過する結果がありました。 本市内の河川には、水質汚濁に係る環境基準測定地点が定められていないため、本市の主流河川である富士川の下流域に該当する船山橋地点の水質調査結果を表2-2に示しました。水質の状態がどの程度、良好かどうかを判定する代表的な指標項目の一つとしてBOD※1があります。その結果、船山橋地点では、環境基準値を満たしておりました。

表 2 - 3 平成 2 3 年度における BOD75% 値の状況

調査地点	BOD※1 (mg/L)		環境基準類型	適用
	75%値	適○否 ×		
富士川 船山橋	0.8	○	AA	本市の下流になる韮崎市

注) 環境基準類型 AA: BOD 1 mg/L

75% 値: n 個の日間平均値を値の小さいものから並べたとき、n × 0.75 番目の数値をいいます。

出典: 平成23年度公共用水域水質調査結果 (山梨県) より作成

※1 BOD (生物化学的酸素要求量) 河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が一定期間、一定温度のもとで好気性微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示しています。

表 2 - 4 平成 2 3 年度における地下水調査結果

地区名	調査地点井戸数			基準超過井戸数			測定機関
	概況調査	定期モニタリング	合計	概況調査	定期モニタリング	合計	
北杜市	4	4	8	0	4	4	山梨県

注) 1 概況調査: 地下水の概況を把握するため実施した調査

2 定期モニタリング: 過去に環境基準を超過した地点の継続調査

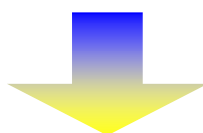
出典: 平成23年度公共用水域水質調査結果 (山梨県) より作成



(2) 大気汚染

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状
1 広域的に見て、大気環境は概ね良好です。 2 アンケート結果では、空気の汚染状態の問いに対して、自動車排ガスへの不満が多く寄せられています。
課題
1 幹線道路周辺における大気汚染対策が必要です。
課題への取組結果
1 大気汚染対策の現状把握のため、平成24年度から移動大気測定局が設置されました。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状
1 広域的に見て大気環境に大きな変化は見られません。 2 平成24年度から移動大気測定局が設置され、市内の大気汚染の監視を行っております。
課題
1 光化学オキシダントの現状把握や国・県と提携して、市民に向けて情報提供を正確かつ速やかに行っていくことが必要です。 2 浮遊粒子状物質（SPM）についても現状把握や国・県と提携して、市民に向けて情報提供を正確かつ速やかに行っていくことが必要です。
平成 24 年度から山梨県によって移動大気測定局が設置されました。 本市内には、一般環境大気測定局は設置されていないが、近隣測定局の測定結果を参照すると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素は環境基準値を満たしていました。 しかし、光化学オキシダントについては、葦崎測定局で環境基準値である 0.06ppm を一部の時間帯において超過していましたが、注意報の発令レベルである 0.12ppm を超える数値は見られませんでした。 本市の大気環境は現在、概ね良好な状態にあります。しかし、幹線道路からの自動車の排気ガスや工場から発生するばい煙等が原因となり、良好な大気環境を維持できなくなる場合もあります。 また、最近では粒子状物質の中でも微小粒子状物質（通称PM2.5）と呼ばれるものが、大気環境汚染の一要因として挙げられ、環境省の基準では「1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」と定められており、今後は、PM2.5も含めた粒子状物質の社会的な動向や健康被害などの情報収集及び情報提供も必要です。

粒子状物質 (PM)・浮遊粒子状物質 (SPM)・微小粒子状物質 (PM2.5 を含む)

大気中に浮遊している物質の総称をSPMといい、日本語で浮遊粒子状物質（以下、SPM）といいます。人の体内に入ると、ぜんそくなどの呼吸器疾患や花粉症などを引き起こす場合があります。わが国では、大気中を漂う粒径 $10\mu\text{m}$ 以下（マイクロメートル： $1\mu\text{m}=100$ 万分の 1m 、ミクロンともいわれます）の粒子について環境基準が定められています。その基準は、1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下で、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること、となっています。

国内におけるSPMの環境基準達成状況は、2010年度時点で一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに93%となっています。

粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子であるPM2.5については、呼吸する時に気管を通り抜けて気管支や肺まで達するため肺がんなどの原因になる可能性があることがわかってきました。PM2.5の環境基準値は、1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることになっています。

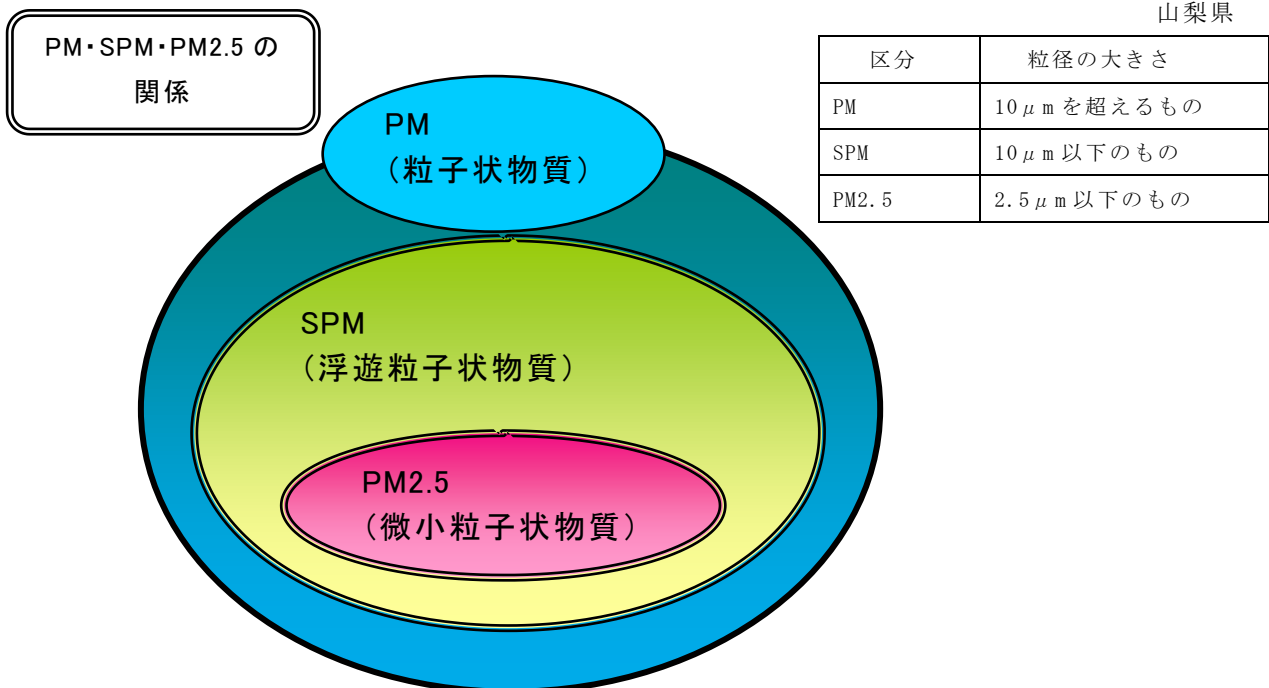
PM2.5については、大陸から飛来した大気汚染物質の影響を受けて、日本各地で測定値がはね上がる現象が起きています。また、近年、PM2.5よりもさらに小さいウルトラファインパーティクル（超微小粒子）が、人の健康に影響を与えることが明らかになり、対策が求められてきています。

表 2 - 5 近隣の測定局における大気環境基準達成状況（平成 23 年度）

測定局	二酸化硫黄		二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	
	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価
韮崎局	—	—	○	×	○	○
甲府富士見局※	○	○	○	×	○	○

※平成 22 年 4 月より「衛公研局」から名称が変更になりました。出典：平成 23 年大気環境の測定結果の概要、

山梨県



(3) 悪 臭

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状
1 大気汚染につづき苦情件数の多い項目です。 2 アンケート結果では、田畑の肥料、畜舎等のおいについて意見が寄せられています。
課題
1 田畑への肥料や農薬、畜舎等のおいへの対策が必要です。 2 野焼きに対する対策が必要です。
課題への取組結果
1 肥料や農薬の適正な使用方法について周知を図り、畜産等における臭い防止などの指導を行ってきました。 2 野焼きは一部を除いて法律違反であることを周知させるために、啓発活動を実施し、市民からの通報による監視や行政等によるパトロールを行ってきました。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状
1 これまでの苦情事例に加えて、新たな種類の苦情の情報が寄せられています。 2 住民からの野焼きに関する苦情・相談等の問合せがあります。
課題
1 田畑への肥料や農薬、畜舎等からの臭いの事例に加えて、飲食店からの調理のおいなどへの対策が必要です。 2 市民の快適な生活環境の保全のために、住民への周知や行政等によるパトロールが必要です。
本市では、これまで田畑への肥料や農薬、畜舎等から発生する臭いの苦情がありましたが、最近では飲食店からの調理によるおいなど、新たな種類の苦情相談が寄せられています。

(4) 騒音・振動

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状

- 1 本市内における苦情件数によると、騒音・振動の状況は概ね良好です。
- 2 アンケート結果では、約40%の住民が住居周辺の音について「しずか」と感じています。

課題

- 1 生活様式の変化に伴う、多様化した騒音・振動の発生を把握することが必要です。

課題への取組結果

- 1 多様化した騒音・振動の苦情に対処し、監視や指導などにより、発生抑止を図りました。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状

- 1 騒音の苦情・相談件数は増加傾向にありますが、振動に対する苦情件数は騒音に対しての件数より少ない状況でした。
- 2 平成24年度より自動車騒音の常時監視について調査を実施しています。

課題

- 1 日常生活において発生する騒音などの現状把握、監視方法について検討が必要です。
- 2 自動車騒音の監視調査を継続し、調査結果を基に、引き続き「静けさ」や「快適さ」の維持に努める必要があります。

本市における苦情相談の内容は、事業所等からの稼働騒音に加えて、ペットの鳴き声やステレオの音など、日常生活で起こりうる内容が増えてきています。

平成 24 年度から自動車騒音等の常時監視について調査を行っています。

振動の発生要因は、騒音ほど多様化は見られませんが、従来の工場・事業場や建設作業、自動車の走行等が主な要因です。

(5) 土壌汚染

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状

- 1 現状では土壌汚染は見られません。
- 2 アンケート結果では、不法投棄による汚染に関する不安が意見として寄せられています。

課題

- 1 土壌汚染の未然防止が必要です。
- 2 不法投棄の廃棄物による土壌汚染対策が必要です。

課題への取組結果

- 1 本市の平成24年度における土壌汚染に関する苦情はなく、引き続き未然防止に向けてパトロールを実施していきます。
- 2 廃棄物の不法投棄の早期発見及び未然防止のために体制を構築し、監視パトロール等の活動を行ってきました。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状

- 1 現状では土壌汚染は見られません。

課題

- 1 土壌汚染の未然防止に向けてパトロールの強化が必要です。

平成22年に要措置区域（土壌汚染対策法第6条第1項）として指定された区域が本市に1箇所ありましたが、平成24年6月に要措置区域を一部解除されています。

平成24年度における土壌汚染に関する苦情はありませんでした。

今後も、不法投棄等による土壌汚染の未然防止に向けてパトロールの強化が必要です。

(6) 地盤沈下

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状

1 市内において地盤沈下は見られません。

課題

1 被害の未然防止に努める必要があります。

課題への取組結果

1 引き続き『北杜市地下水採取の適正化に関する条例』により監視等を図っています。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状

1 市内において地盤沈下は見られません。

課題

1 地盤沈下の監視方法の手段として地下水位の観測について検討が必要です。

本市では、地盤沈下の事例は、過去において発生しておりませんが、未然防止に向けて、引き続き『地下水採取の適正化に関する条例』により監視等を図っていきます。

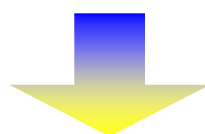


北杜 24 景 馬と高原

(7) 化学物質

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状
1 環境中のダイオキシン類に環境基準を超える濃度は見られません。
課題
1 未知の物質は不明な部分が多く、現状把握の継続調査が重要です。
課題への取組結果
1 ダイオキシン類等の人体や動植物の生息に影響を与える化学物質の持ち込みや製造の監視調査を継続しています。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状
1 ダイオキシン類やその他の化学物質についてはPRTR法や化学物質審査規制法に基づいて管理をし、対象物質の監視調査を行っております。
課題
1 化学物質審査規制法の対象となる第一種及び第二種特定化学物質の本市への持ち込みや製造の監視や調査の実施、事業者等への情報提供や指導が必要です。

PRTR法

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）またはPRTR法（Pollutant Release and Transfer Register）とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを行政機関が把握し、集計し、公表する仕組みです。このPRTR法によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。

化学物質審査規制法

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律または化審法と呼ばれ、厚生省（現：厚生労働省・通商産業省（現：経済産業省））によって、1973年（昭和48年）に策定されました。化学工業の発展に伴い、新しい化学物質が次々に製造されるにあたり、PCBのような難分解性・高濃縮性の化学物質に対して、その安全性を確認し、人の健康を損なう恐れのある化学物質の製造・輸入の規制が必要になってきました。化審法の特徴は新規化学物質の事前審査制度を世界に先駆けて導入したことであり、届出された新規化学物質のうち、難分解性、高濃縮性、長期毒性のあるものを特定化学物質（現：第一種特定化学物質）に指定し、製造・輸入（事実上の製造・輸入禁止）の規制を行える点にあります。

4 地球環境の現状と課題

(1) エネルギー問題

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状
1 クリーンエネルギー※1を生かしたまちづくりが進められています。 2 アンケート結果では、クリーンエネルギーの導入事業を推進すべきとの意見が多く寄せられています。
課題
1 地球温暖化問題への対策と併行し、クリーンエネルギーの導入、省エネルギーの励行に努めることが重要です。
課題への取組結果
1 北杜市次世代エネルギーパーク構想など、各種計画により普及、啓発を図りました。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状
1 住宅用太陽光発電システム設置補助金制度の申請が増加しています。 2 公共施設では再生可能エネルギーの導入を進めています。
課題
1 より一層の住宅用太陽光発電システムの設置補助金制度を図っていきます。 2 また、公共施設への太陽光発電設備の導入について検討が必要です。
本市では、平成 18 年 4 月より、家庭から排出する二酸化炭素排出量の削減と持続可能な社会の実現を目的として、一般住宅に太陽光発電システムを設置される住民に対し、その設置に要する費用の一部を補助する制度を策定しました。 補助金制度の申請件数は年々増加していることから、より多くの市民の方々に活用してもらえるように、普及・啓発を図りますが、近年、太陽光発電の増加による景観への配慮が必要になってきています。

※1 クリーンエネルギー

電気や熱などに変えても二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない(または排出量が少ない) エネルギーのことをいいます。

①「自然エネルギー」は自然の力から生まれるエネルギーです。太陽光発電システム、太陽熱利用、風力エネルギー、水力エネルギー、バイオマス(薪や炭、バイオエタノール等)がその主たるものです。

②「再生可能エネルギー」はその対義語である「枯渇性エネルギー」を考えると分かりやすく説明できます。例えば石油は地中で何百万年という歳月を経て作られたといわれています。このため、一度使い切ってしまうと、また元の石油を再生するのは限りなく難しいです（ほぼできないに等しいといえます）。つまり、人類にとって有限といって差し支えないものが「枯渇性エネルギー」といえます。同様に、石炭、天然ガス、核燃料のウランも有限であり枯渇性エネルギーです。

それに対し、太陽光は人類の歴史という観点からするとほぼ無限であり、風や水の流れも太陽が生み出したものゆえに、同様に無限といえます。木もいったん燃やしてしまうと、それ以上のエネルギーとして使えないものの、人間が植林すれば数十年後に、またエネルギー源として使えるまでに育つので再生可能といえます。現在のところ人類にとっての再生可能エネルギーは自然エネルギーばかりなので、「自然エネルギー」＝「再生可能エネルギー」といえます。

③「新エネルギー」は技術的に実用段階にあるが、普及がまだ十分でなく、石油代替エネルギーの導入を図る上で、特に必要なものとして政策的な用語として定義されています。この中には太陽光・太陽熱・風力などの自然エネルギーに加え、法制を改正して地熱発電や小水力発電も新エネルギーとして含まれています。

④水素などを燃料とする「燃料電池」や1つのエネルギーから2つのエネルギー（例として、自動車を動かすエンジンで運動エネルギーが発生するが、その時に発生する熱で車内の暖房や機械類の暖気に使う等）を生み出す「コージェネレーションシステム」も限りあるエネルギーを高効率使用するという事でクリーンエネルギーとされます。

クリーンエネルギーはそれだけで環境負荷が小さいといえますが、これに効率よく使う技術と、同じく効率よく溜める技術を組み合わせることで、クリーンエネルギーの環境配慮が向上していくと思われます。



(2) 地球温暖化問題

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状

- 1 本市の二酸化炭素の排出量は、平成13年度をピークに横ばい傾向にあります。
- 2 アンケートの結果では、温暖化への取り組みに関する情報提供を求める意見が寄せられています。

課題

- 1 温室効果ガス排出量の削減等の早急な対策が必要です。
- 2 温暖化への取り組みに関しホームページ・広報等により情報発信を行い、普及・啓発を図る必要があります。

課題への取組結果

- 1 北杜市次世代エネルギーパーク構想を策定しました。
- 2 各種計画を基に、温室効果ガスの抑制についてホームページ・広報などにより普及・啓発を図っています。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状

- 1 北杜市エネルギーパーク構想をはじめとした計画を基に、地球温暖化問題への理解促進を図っています。

課題

- 1 温室効果ガス※1の排出量の把握及び削減対策等について検討が必要です。

温室効果ガス削減目標として国では、平成2(1990)年に対し、「チャレンジ25%キャンペーン」と名付けて、25%の削減目標を設定しており、山梨県では、県の状況を考慮した数値目標を設定するとともに、県民・事業者・行政の各主体の役割に応じた行動指針となる「山梨県地球温暖化対策実行計画」を平成20年12月に策定しています。

本市においては、地球温暖化防止対策として「北杜市地域新エネルギービジョン」や、「北杜市次世代エネルギーパーク構想」が平成23年2月に経済産業省に認定されたことを受け、これらの計画に取り組んでいます。

※1 温室効果ガス 大気圏にあり、地表面から放射された赤外線の一部を吸収することにより、そのエネルギーが大気圏より内側に滞留し、結果として大気圏内部の温度を上昇させる気体の総称で、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・代替フロン等があります。

(3) オゾン層

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状
1 フロン回収・破壊法が施行されている中で、ごみの分別等に取り組んでいます。
課題
1 今後のごみの分別排出により、フロン等の適切な回収に努める必要があります。
課題への取組結果
1 ごみ・資源物分別マニュアルにより、ごみと資源物の分別を行いフロン等の適切な回収に取り組みました。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状
1 フロン回収・破壊法に基づき、適正なフロン等の回収について普及、啓発を図っております。
課題
1 引き続きフロン等の適切な回収について努める必要があります。



(4) 酸性雨※1

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状
1 国内では被害が顕在化していません。
課題
1 森林や文化財への影響を考慮し、継続的なモニタリングが重要です。
課題への取組結果
1 山梨県で監視を行っていたモニタリング調査が終了しました。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状
1 本市では現在、大規模な被害は顕在化していません。

※1 酸性雨 二酸化硫黄 (SO₂) や窒素酸化物 (NO_x) などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与えます。純水 (中性) の pH は 7 ですが、降水には大気中の二酸化炭素が溶け込むため、人為起源の大気汚染物質が無かったとしても pH は 7 よりも低くなります。大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合の pH が 5.6 であるため、pH5.6 が酸性雨の一つの目安となりますが、火山やアルカリ土壌など周辺状況によって本来の降水の pH は変わります。

5 環境への取り組みの現状と課題

(1) 環境行政

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状

- 1 アンケート結果では、身近な環境問題の現状について情報が求められています。
- 2 アンケート結果では、県や市が行っている環境への取り組みについての情報が求められています。

課題

- 1 環境に関する施策の効果的な実施のため、総合計画や個別計画との連携・調整を適切に行う必要があります。
- 2 環境施策に対する情報提供が重要です。

課題への取組結果

- 1 環境基本計画の見直しを始めとし、各種計画の策定及び改定について取り組みました。
- 2 引き続きホームページや広報等による情報発信に努めます。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状

- 1 環境教育の担い手（指導者）として活躍できる人材育成を目的とした、「環境教育リーダー養成講座」を実施しております。
- 2 森林の適正な整備方法や林業が担う役割への市民の理解を高めることで、健全な森林の育成を図る「北の杜づくり講座」を実施しております。

課題

- 1 環境教育リーダー養成講座の講座内容の充実を図り、参加の促進方法について検討が必要です。
- 2 北の杜づくり講座への参加の促進方法について検討が必要です。

本市では、環境教育の担い手（指導者）として活躍できる人材育成を目的とした、「環境教育リーダー養成講座」を実施しております。その基礎コースを修了された人数は、平成 22 年度は 24 名、平成 23 年度は 24 名、平成 24 年度は 16 名を講座修了者として認定しています。また、基礎コースの上位として、応用コースを設置し、平成 23 年度は 20 名、平成 24 年度は 10 名の方が講座修了者になっております。更に応用コースの上位として、実践コースを設置して、平成 24 年度は 11 名の方が講座修了者となっています。

本市では、平成 19 年より、森林の保全や林業の持続的な発展に関する市民の理解を深めるとともに、将来への健全な森林の育成を図るために、「北の杜づくり講座」を実施しております。

平成 24 年 5 月に 20 回目の講座を実施し、これまでに多くの方々に参加されてきました。今後も、継続して開催するとともに、より一層、市民の方々講座へ参加できるような取り組み方法について検討します。

(2) 市民・民間団体等

〈平成 20 年 当初計画時〉

現状

- 1 ボランティアやNPOによる積極的な環境活動が行われています。
- 2 アンケート結果では、自然環境の保全に取り組む市民・団体への助成が求められています。

課題

- 1 環境に関する施策の効果的な実施のため、地域で主体的に行われている活動との連携・調整等を適切に行う必要があります。
- 2 自然環境の保全に取り組む市民・団体等への助成を検討します。

課題への取組結果

- 1 引き続き環境保全活動団体等との連携を図り、普及・啓発活動に努めます。
- 2 環境関係団体を設立し、団体等への助成等の対策について検討中です。



〈平成 25 年 計画改訂時〉

現状

- 1 環境関係団体を通じて、市民・事業者等と共に環境保全活動等に取り組んでいます。

課題

- 1 市民・事業者が安心して生活を営み、事業運営を行えるよう子供からお年寄りまで、幅広い世代間交流ができるイベントを開催するなど、地域が一体となって環境保全に参加できる体制作りを進めていきます。

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 20 年 3 月に北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会（グリーン北杜）を市民団体との協働により設立しました。

グリーン北杜は、市民、事業者、市のネットワークチームであり、「温室効果ガスの排出量を削減するため、並びに北杜市らしいクリーンエネルギーの創造と推進を図るため」を目的とし、これまでに、清里スターフェスティバル、グリーンツーリズム※1、エコツアー、子ども環境フェスタなど様々な活動に対して、多くの人々が参加され、市民に広く周知されています。

※1 グリーンツーリズム 農村漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいいます。

第3章 基本方針の推進と展開

方針1. ごみを減らし、資源を大切にする社（社会環境）

基本目標:ごみの減量とリサイクルを推進します
目標に対する主な取り組み内容として①～③を設定しました。

① ごみの発生抑制

ごみを減らす（Reduce・リデュース）、出来る限り繰り返して使用する（Reuse・リユース）、再利用できるものは資源として活用する（Recycle・リサイクル）、要らないものを断る（Refuse・リフューズ）の4つの活動（4R活動）を柱として、ごみの発生抑制を図ります。

② リサイクルの推進

環境に配慮したライフスタイルの確立と、資源・エネルギーの効率的な使用、廃棄物の排出の抑制と再資源化により持続可能な循環型社会を目指し施策を展開します。

③ 不法投棄対策の推進

収集拠点にごみを集めて、委託業者がまとめて回収するごみステーション方式の継続に加え、家電リサイクル法、粗大ごみ等の適正な処理方法の周知とともに、山林や道路沿道、河川敷等への不法投棄やごみのポイ捨て等の対策を強化し、未然防止を図ります。

① ごみの発生抑制

ごみの減量とリサイクルを
推進します

② リサイクルの推進

③ 不法投棄対策の推進

ごみの発生抑制

市民の取り組み

- 今あるものを大切に長く使うようにしましょう。
- 再資源化や再生利用しやすい製品を積極的に購入するようにしましょう。
- 買い物に行く時はマイバッグの持参に心掛け、必要のないレジ袋は断りましょう。
- 生ごみの水切りなど、出し方を工夫して家庭ごみを減らしましょう。
- 資源ごみの回収や地域でのリサイクル活動に積極的に参画しましょう。

事業者の取り組み

- 過剰な容器包装や必要のないレジ袋の配布等はやめましょう。
- 不要となった機器類の再資源化に努めましょう。
- 文書作成時に両面印刷やペーパーレス化を推進しましょう。
- 資源ごみの回収や地域でのリサイクル活動に積極的に参画しましょう。
- ごみ減量計画書などを作成して、自社で製造する商品等から出る廃棄物は極力減らし、生産等に伴うごみの減量に積極的に取り組みましょう。

市の取り組み

- ごみ減量化促進計画を策定します。
- ごみ分別収集計画を策定します。
- ごみの排出抑制及び資源の有効活用のための啓発活動を行います。
- 分別収集マニュアルを整備します。
- 一般廃棄物処理基本計画に基づき廃棄物の減量化及び適正処理を推進します。
- 資源回収活動を支援します。
- 市民及び事業者に対する情報提供及び意識啓発を行います。
- マイバッグ運動を促進します。

リサイクルの推進

市民の取り組み

- ごみ・資源物分別マニュアルに基づき適正な分別をして、資源回収に協力しましょう。
- 再資源化や再生利用しやすい製品を積極的に購入するようにしましょう。
- 資源ごみの回収や地域でのリサイクル活動に積極的に参画しましょう。
- 買い物をする時には、エコマーク※1をはじめとした環境ラベルを確かめるなどして、進んで環境配慮型商品を購入しましょう。
- 食料品はなるべく必要な量を購入し、食べ残しを少なくする等の食べ物の無駄をなくすように努めましょう。

事業者の取り組み

- 再資源化や再生利用しやすい製品を製造・販売・利用するようにしましょう。
- 事業所内で排出された廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物を適正に分けて処理するとともに、一般廃棄物もルールに従い、分別して処理しましょう。
- 事業活動あるいは産業活動等に伴って発生する廃棄物などは、法律に則って適正に処理・処分・管理をしましょう。
- 地域のリサイクル活動などのボランティア活動に参画しましょう。

市の取り組み

- 社会情勢に適したごみ分別収集計画（北杜市分別収集）を策定します。
- ごみ排出抑制・資源化計画及び啓発活動を行います。
- リサイクル拠点施設（リサイクルプラザ）を整備します。
- 資源化率向上のための施策を検討します。
- 再生品を率先して利用します。
- 公共工事における再生材の使用を推進します。
- リサイクル技術及び資源物に関する情報の収集・提供を行います。
- 市民及び事業者に対する情報提供及び意識啓発を行います。
- 不用品交換のための情報交換システムを構築します。

※1 エコマーク 環境保全に役立ち、環境への負荷が少ない商品のための目印です。消費者が暮らしと環境の関係について考え、環境に配慮された商品を選択するための目安となっています。

不法投棄対策の推進

市民の取り組み

- 家庭から出るごみは、市のルールにしたがって捨てましょう。
- 市の活動による不法投棄の監視に協力しましょう。
- 不要な家電やパソコンなどは法に定められた手続きに則って、適正に処分しましょう。
- 不法投棄を発見した時には、ただちに市の関係部署に連絡しましょう。

事業者の取り組み

- 事業活動に伴って発生する廃棄物などは、法令に則って、適正な処理・処分をしましょう。
- 市の活動による不法投棄の監視に協力しましょう。
- 不法投棄を発見した時には、ただちに市の関係部署に連絡しましょう。

市の取り組み

- 地域住民による不法投棄の監視体制を強化します。
- 不法投棄が確認された場合は早急な対策を講じ、その拡大を防止します。
- 適正処理困難物の処理を定期的 to 実施します。
- 不法投棄された廃棄物の処理を検討します。
- 空き缶や吸い殻などのポイ捨て禁止の指導に努めます。

方針 2. 豊かな自然を守る杜（自然環境）

基本目標：身近で親しみやすい自然環境を確保します
目標に対する主な取り組み内容として①～③を設定しました。

① 自然環境の保全

本市は多くの山々に囲まれ、身近に親しみのある自然環境としての森林や農地が存在しています。これらの自然環境を守るため、森林整備、里山整備など適正な管理を行い森林や農地の保全に取り組みます。

② 生物多様性の保全

本市に生息している動植物の生息域などを把握し、貴重種等の保護と有害鳥獣の防除を実施することにより、人間と野生動物が共存できるバランスのとれた生態系の維持に努めます。

③ 未来に残せる景観の維持活動の推進

本市の恵まれた景観保護のために、地域の緑化活動や森林保全などの活動を支援するとともに、住民だけでなく、本市を訪れる観光客に対しても景観の保全や形成に向けた施策について周知を図ります。

① 自然環境の保全

身近で親しみやすい
自然環境を確保します

② 生物多様性の保全

③ 未来に残せる景観の 維持活動の推進

自然環境の保全

市民の取り組み

- 外来種※1を飼育・栽培する場合には、関係する法律を守って、適正に管理しましょう。
- 地元の農産物を積極的に購入するようにし、農産物から地域の自然に関心を持ちましょう。
- 自然や生き物を保全する活動には、積極的に参画しましょう。
- 森林の役割を十分に理解して、森林の整備・保全・育成に関わる活動には、積極的に参画・協力しましょう。

事業者の取り組み

- 敷地内や建物の緑化に努めましょう。
- 森林整備や里山整備などの活動には積極的に参画・協力しましょう。
- 自然保護などの活動には、積極的に参画・協力しましょう。
- 開発・造成工事の際には、自然環境の保全に十分な配慮をしましょう。

市の取り組み

- 自然環境の保全活動を推進します。
- 自然保護意識を醸成します。
- 開発や造成工事にあたっては、生物の多様性確保の観点からの啓発・指導を行います。
- 自然に配慮した治山・治水事業を推進します。

※1 外来種 海外から我が国に導入されることにより、本来の生息地・生育地の範囲外に生息・生育することになる生物種のことで、ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、クモ・サソリ類、甲殻類、軟体動物、植物等、多種多様になっています。中でも国内の生態系に重大な影響を及ぼす種類は「特定外来生物」とされています。

生物多様性の保全

市民の取り組み

- 外来種を飼育・栽培する場合には、関係する法律を守って、適正に管理しましょう。
- 里山や農地、森林など身近な緑に関心を持ちましょう。
- 身近な緑を生かして、多様な生き物の生息地の保全・創出活動に参画・協力しましょう。
- 鳥獣被害の対策を地域ぐるみで進めていきましょう。
- 野生動物に不必要な餌付けはしないようにしましょう。

事業者の取り組み

- 外来種を飼育・栽培する場合には、関係する法律を守って、適正に管理しましょう。
- 自然や生き物を守る活動には、積極的に参画するようにしましょう。
- 外来種や鳥獣被害の対象となっている動植物の駆除に協力しましょう。
- 野生動物のエサとなるような廃棄農作物の放置はやめましょう。

市の取り組み

- 市民参加の森づくりを推進します。
- 本市の希少動物や自然植生の保全対策を推進します。
- 市内に生息する野生生物の一部を特定し、実態を把握するための調査を行います。
- 生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の侵入の予防や拡散の防止について、啓発を行います。
- 野生生物との共生を図る対策を検討します。

※ **生物多様性** 1992年のリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されています。

未来に残せる景観活動の推進

市民の取り組み

- 地域の自然・歴史・文化的資源について理解を深め、良好なまちなみを作っていく市の景観計画などに協力しましょう。
- 自然・歴史・文化的資源を活用するための、保全・推進活動に積極的に参画し協力しましょう。
- 地域の美化活動へは積極的に参画しましょう。

事業者の取り組み

- 自然・歴史・文化資源を活用した観光振興を図るなどして、それぞれの保全・活用に努めましょう。
- 地域の美化活動へは積極的に参画しましょう。
- 市民・市などと連携して景観に関する活動へ参画・協力しましょう。

市の取り組み

- 自然、歴史、文化を考慮した景観計画を策定します。
- 景観資源の保護を行います。
- 地域資源を生かした景観づくりを促進します。
- 市民の景観づくり意識の醸成と景観づくり運動への参加促進を図ります。

方針3. 清らかな水を大切にす杜（生活環境）

基本目標：清らかで豊かな水を確保します
目標に対する主な取り組み内容として①～②を設定しました。

「水質汚濁」

① 生活排水対策の推進

家庭における適切な排水処理等の周知を行い、生活排水などによる水質の汚濁防止を図るとともに、継続的な河川等の水質調査を行い、河川等の水質保全に努めます。

② 地下水の保全

地下水や湧水などの水資源を守るため、節水を呼びかけるとともに、農薬や肥料について適正な使用方法の周知を行い、地下浸透による地下水汚染の防止を図ります。加えて、地下水保全ネットワークと連携し地下水や湧水の保全に努めます。

①生活排水対策の推進

清らかで豊かな水を
確保します

②地下水の保全

生活排水対策の推進

市民の取り組み

- 油や合成洗剤等の過度な使用は控え、排水口へ直接捨てないようにしましょう。
- 下水道未接続地域では、合併浄化槽を設置し適切に管理しましょう。
- 河川等へのごみ捨ては、やめましょう。
- 河川清掃などの美化活動へ積極的に参画しましょう。

事業者の取り組み

- 事業所排水等に関する法令を遵守し排水等を適正に処理・管理しましょう。
- 下水道未接続地域では、合併浄化槽を設置し、適切に管理しましょう。
- 河川清掃などの美化活動へ積極的に参画・協力しましょう。

市の取り組み

- 河川等の水質の保全推進を行います。
- 清らかな水資源を保全し、活用します。
- 生活排水処理基本計画を策定します。
- 適切な浄化槽の使用法の啓発や保守点検・清掃・検査などの維持管理体制を充実します。
- 適切な施肥管理を行い、河川や地下水への負荷を低減させるように普及・啓発を行います。
- 市内河川の水質調査を継続します。
- 関連機関との連携を保ちながら、生活排水の適正な水処理をしていく体制を推進していきます。

地下水の保全

市民の取り組み

- 地下水は自然の生み出した共有資源であることを意識し、節水に心がけましょう。
- 農薬や肥料は適正な使用を心掛け、地下浸透による汚染に注意しましょう。

事業者の取り組み

- 地下水は自然の生み出した共有資源であることを意識し、節水に心がけましょう。
- 農薬や肥料は適正な使用を心掛け、地下浸透による汚染に注意しましょう。
- 地下水を使用する際は、地下水位や水質管理等の監視に努めましょう。

市の取り組み

- 地下水保全対策について、その問題解決の基本的方向を協議する対策会議を開催します。

基本目標: 澄みわたるさわやかな空気を確保します
目標に対する主な取り組み内容として①～②を設定しました。

「大気汚染」

① 大気環境の保全

ばい煙発生施設からの汚染物質の発生防止の普及・啓発を行い、県と協力し、監視体制の維持に努め、良好な大気環境の保全に取り組みます。

関係法令に基づき、排出ガスなどの規制基準の遵守を指導するとともに、大気汚染防止の対策等を図ります。

② 排出ガス低減活動の推進

自動車の買換え時には、ハイブリッド車や電気自動車等の大気環境への負荷が少ない低公害車の購入を促し、自動車排ガスの排出抑制に取り組みます。

① 大気環境の保全

澄みわたる空気を
確保します

② 排出ガス低減活動の推進

大 気 環 境 の 保 全

市民の取り組み

- 屋外での不適切な家庭ごみ等の焼却処分はやめましょう。
- 本市の澄んだ大気を守るための取り組みや活動には、意識して積極的に参画しましょう。

事業者の取り組み

- できる限り質の良い燃料等の使用をするとともに、適時、施設の維持メンテナンスを行い、燃料の不完全燃焼等による排煙の飛散防止に努めましょう。
- 事業所等からのばい煙の発生等は規制基準を遵守し、大気汚染の防止に努めましょう。

市の取り組み

- 県と連携し、大気測定局（常時監視局）の設置を推進します。
- ばい煙発生施設からの汚染物質の発生防止の普及・啓発活動や監視活動を行います。
- 公害の未然防止のため、監視体制の検討をします。
- 光化学オキシダント※1の情報を国や県と連携を図りながら、市民への情報提供を行います。
- SPM（浮遊粒子状物質）の情報を国や県と連携を図りながら、市民への情報提供を行います。

※1 光化学オキシダント 窒素酸化物及び炭化水素類（揮発性有機化合物）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応をおこすことによって生成される二次汚染物質のことです。この物質は強力な酸化作用を持ち、光化学スモッグの原因物質となるもので高濃度になると粘膜への影響が知られているほか、農作物への影響も報告されています。また、光化学オキシダントの主な成分であるオゾンは、二酸化炭素よりもはるかに強力な温室効果を持つとも言われています。

排出ガス低減活動の推進

市民の取り組み

- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- 自動車を運転する際にはエコドライブを心がけましょう。
- 自動車の買換え時には、環境負荷の少ない低公害車の購入を検討しましょう。
- 近距離の移動の際は、徒歩や自転車を活用しましょう。

事業者の取り組み

- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- 業務等で自動車を運転する際にはエコドライブを心がけましょう。
- 自動車の買換え時には、環境負荷の少ない低公害車を購入しましょう。
- 事業所単位での自動車排ガスの削減対策に取り組みましょう。

市の取り組み

- バスの利用を促進します。
- 新しい交通システムの調査と研究を行います。
- アイドリングストップの実施や急発進・急加速を控えるなどのエコドライブの普及・啓発を行います。
- 低公害車※1の導入に努めます。
- 幹線道路沿線の大気汚染対策を検討します。

※1 低公害車 大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素及び二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。主な種類として電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス（CNG）自動車及びハイブリッド自動車等があります。今後は燃料電池自動車、水素自動車などの実用化により、低公害車の種類も増えていくと考えられます。

方針 4. 地球環境保全に貢献する杜（地球環境）

基本目標：北杜市から地球の環境を守ります
目標に対する主な取り組み内容として①～③を設定しました。

① 低炭素型社会のまちづくり

市民一人一人が普段の生活から省エネルギー・節電に努め、二酸化炭素などの削減による地球温暖化の防止を図ります。

② 再生可能エネルギーの利用促進

住宅用太陽光発電システムの助成制度や小水力発電、木質バイオマスを使った燃料等の使用を通して、本市の地域特性を活かした自然エネルギーの活用を努めます。

③ 資源の有効かつ経済的な利用推進

家庭や事業所における省エネ対策や、高効率で環境負荷の少ない機器類（LED電灯やヒートポンプ式給湯器など）への導入を推進し、環境に配慮した資源の活用方法を検討していきます。

①低炭素型地域のまちづくり

②再生可能エネルギーの利用促進

北杜市から地球の環境を
守ります

③資源の有効かつ経済的な利用推進

低炭素型社会のまちづくり

市民の取り組み

- 地球温暖化に関する講演会などへ積極的に参画しましょう。
- 温室効果ガス削減のための活動に関心を持ちましょう。
- 自動車を更新する場合は、環境への負荷が少ない車を導入しましょう。
- エコドライブに心がけましょう。
- 省エネルギー対策を心がけましょう。
- グリーン購入※1を心がけましょう。

事業者の取り組み

- 地球温暖化に関する講演会などへ積極的に参画しましょう。
- 業務用として自動車を更新する場合は、環境への負荷が少ない車を導入しましょう。
- 省エネルギー対策に取り組み、再生可能エネルギーの導入を進めましょう。
- 事業所単位での温室効果ガスの削減に努めましょう。

市の取り組み

- 地球温暖化防止推進組織を設置します。
- 地球温暖化防止シンポジウムを開催します。
- 温室効果ガスの削減に取り組むため、市内から排出される二酸化炭素などの把握など、基礎資料の整備を進めます。
- 市が率先してグリーン購入を推進し、環境負荷の軽減に取り組みます。
- 日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素などの抑制について、普及・啓発に努めます。
- アイドリングストップをはじめとするエコドライブの啓発活動を行います。

※1 グリーン購入 製品やサービスを購入する時、環境を考慮して必要性を考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することをいいます。

再生可能エネルギーの利用促進

市民の取り組み

- 再生可能エネルギーについて、積極的にシンポジウムなどに参画しましょう。
- 再生可能エネルギーに関心を持ちましょう。
- 太陽光発電設備※1や太陽熱給湯設備等を導入しましょう。
- 家庭から排出される廃植物油等を回収し、バイオディーゼル燃料としての資源化に協力しましょう。

事業者の取り組み

- 再生可能エネルギーについて、積極的にシンポジウムなどに参画しましょう。
- 積極的に再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
- BDF（バイオディーゼルフューエル）推進活動に積極的に協力しましょう。
- 市と連携して太陽光発電などの再生可能エネルギー施策へ積極的に取り組みましょう。

市の取り組み

- 北杜市住宅用太陽光発電システムの設置を推進します。
- 中小水力発電を推進します。
- 関係部署とその効果や影響を十分に話し合った上で、大規模太陽光発電システムを実証研究します。
- 廃食油の回収場所を設置します。
- BDF（バイオディーゼルフューエル）※2推進組織を支援していきます。
- 公共施設に太陽光発電の導入を検討します。
- クリーンエネルギー普及の情報提供、啓発に努めます。

※1 太陽光発電 屋根等に設置した太陽電池を用いて太陽光を電気に変換して使用する設備のことです。発電に際して、二酸化炭素などが発生しないクリーンなエネルギーとして利用されている。

※2 BDF（バイオディーゼルフューエル） 家庭から出る廃食油を精製することで作ることもでき、軽油と同等の性能を持つため、ディーゼルエンジン車、船舶、農耕機具、発電機等への使用が可能。石油燃料の代替燃料として注目されている。

資源の有効かつ経済的な利用推進

市民の取り組み

- 冷房 28℃・暖房 20℃を目安にした設定温度で省エネに心がけましょう。
- 低公害車を積極的に購入・利用しましょう。
- 電気製品やガス器具などは省エネルギー製品を選びましょう。

事業者の取り組み

- 事業所での省エネルギー対策に努めましょう。
- 低公害車を積極的に購入し、エコドライブに努めましょう。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入・利用しましょう。
- 職場でのクールビズ・ウォームビズに取り組みましょう。
- 工場やオフィス等の新築・改修工事時には、省エネ・再生可能エネルギー化を心がけましょう。

市の取り組み

- 家庭の省エネルギー活動の普及に努めます。
- 事業者の省エネルギー活動の普及に努めます。
- 低公害車の普及に努めます。
- 省エネルギーに関する情報提供、啓発に努めます。

基本目標: 静けさや快適さが保たれた生活環境を確保します
目標に対する主な取り組み内容として①～⑤を設定しました。

「悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤沈下」

① 悪臭対策の推進

日常生活から発生する恐れのある不快と感じられる臭気の防止対策の普及・啓発に取り組みます。

② 騒音・振動対策の推進

日常生活から発生するペットの鳴き声やテレビの音等、また事業活動による騒音・振動の防止対策の普及・啓発に取り組みます。

③ 土壌汚染の現状と把握

土壌汚染の未然防止に向けて監視活動などの強化を図ります。

④ 化学物質の監視・測定

PRTR 法に基づき、適正な化学物質の使用及び移動・排出の監視・管理を行うとともに、化学物質を取り扱う業者等に制度の周知を図り、有害な化学物質による汚染を防ぎます。

⑤ 地盤沈下の監視

地下水位の調査・監視等により、地盤沈下の未然防止に努めます。

① 悪臭対策の推進

② 騒音・振動対策の推進

静けさや快適さが保たれた
生活環境を確保します

③ 土壌汚染の現状と把握

④ 化学物質の監視・測定

⑤ 地盤沈下の監視

悪臭対策の推進

市民の取り組み

- 農薬・肥料は適切な量を適切な頻度で使用しましょう。
- 日常生活において近隣の住民が不快と感じる恐れのある臭気を発生させないように十分に注意しましょう。
- 野焼きによるごみの焼却処分はやめましょう。

事業者の取り組み

- 事業所等から排出される臭気は規制基準を遵守し、悪臭の防止に努めましょう。
- 農薬・肥料は適切な量を適切な頻度で使用しましょう。
- 畜舎の施設は清掃等の管理を行い、臭気対策に努めましょう。
- 臭気を発生する施設では、脱臭装置を設置し、排ガスを屋外へ排出する場合は、十分注意をしましょう。

市の取り組み

- 田畑の肥料や農薬、畜産における臭いの発生・拡散防止などの指導に努めます。
- 野焼き防止の普及・啓発活動や監視活動を行います。
- 事業所などへ悪臭防止に関する法令を遵守してもらえよう指導を行っていきます。

騒音・振動対策の推進

市民の取り組み

- 急発進、急加速、空ぶかしはやめ、エコドライブに心掛けましょう。
- 日常生活から出る音（ペットの鳴き声やテレビ等）に十分注意をし、近隣住民へ配慮しましょう。

事業者の取り組み

- 関連法令を守り、事業活動より発生する著しい騒音及び振動の抑制・低減に努めましょう。
- 店舗や事業所等で著しい騒音や振動が発生する場合は低減対策等を行いましょう。

市の取り組み

- 道路交通騒音・振動の低減に努めます。
- 市内の騒音・振動の現状の把握に努めます。
- 静穏で良好な環境の地域を維持します。
- 建設工事における低騒音・低振動型建設機械の使用や低騒音・低振動型工法の採用などについて、普及・啓発に努めます。
- 工場・事業場における騒音・振動対策の普及・啓発に努めます。

土 壌 汚 染 の 現 状 と 把 握

市民の取り組み

- 肥料や農薬を使用する際は周辺への影響に配慮し、適正に使用しましょう。
- 余った農薬や廃油、溶剤等は捨てないようにしましょう。

事業者の取り組み

- 肥料や農薬を使用する際は周辺への影響に配慮し、適正に使用しましょう。
- 事業所排水や廃棄物等を適正に処分し、不法投棄等による土壌汚染の防止に努めましょう。

市の取り組み

- 市内の土壌汚染の現状の把握に努めます。
- 土壌汚染につながる廃棄物の不法投棄の未然防止に努めます。
- 農薬による土壌汚染の未然防止に努めます。

化学物質の監視・測定

市民の取り組み

- 化学物質に関する情報に関心を持ちましょう。
- 農薬・化学肥料・殺虫剤・塗料など、身近にある化学物質を含む製品は適正に使用しましょう。

事業者の取り組み

- PRTR法に基づき、化学物質の適正な使用・管理に努めましょう。
- 化学物質の廃棄は適正な処理・処分をしましょう。
- 周辺住民に対して、使用する化学物質のリスク情報などを発信し、リスクコミュニケーション※1に努めましょう。

市の取り組み

- 市内のダイオキシン類調査を継続します。
- 有害化学物質による汚染の現状と把握に努めます。
- 化学物質の適正使用の周知を徹底します。

※1 リスクコミュニケーション 社会を取り巻く危険、危機といったリスクに関する正確な情報を、行政、専門家、企業、市民などの関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図る合意形成の手段をいいます。主に災害、環境問題、原子力施設などといった一定のリスクが伴い、関係者間での意識の共有が必要な問題に対して安全対策や協力関係を図る場合に必要とされます。

地盤沈下の監視

市民の取り組み

- 地下水を使用する際は、節水に心がけましょう。

事業者の取り組み

- 地下水を採取・使用する場合は、関係法令に基づくとともに、節水に心掛けましょう。
- 地下水を使用する際は、地下水位の監視により地盤沈下の未然防止に努めましょう。

市の取り組み

- 地盤沈下の被害未然防止のため、必要に応じ、地下水の調査等を検討します。

方針5. つなぐ将来を大切にする杜（環境行政）

基本目標：市民・事業者・市が協働して環境保全活動を推進します
目標に対する主な取り組み内容として①～③を設定しました。

① 環境教育の推進

本市の豊かな自然環境を後世に伝えていくために、環境学習会や自然学習会などを開催し環境教育の充実を図ります。

② 自然保護意識の向上

森林や里山など自然とふれあえる体験型の講習会などを通じ、自然保護などへの意識の向上について啓蒙します。

③ 環境保全活動の推進

市民・事業者・市などが協働して行う環境保全活動などへの周知を図るとともに、推進活動への取り組みを強化します。

① 環境教育の推進

市民・事業者・市が協働して
環境保全活動を推進します

② 自然保護意識の向上

③ 環境保全活動の推進

環境教育の推進

市民の取り組み

- 環境教育や環境学習の場に積極的に参画しましょう。
- 身近な環境や歴史・文化、環境問題に関心を持ちましょう。
- 市や市民団体等が開催する環境に関するシンポジウムや講習会に積極的に参画しましょう。

事業者の取り組み

- 環境教育や環境学習の場に積極的に参画しましょう。
- 市が開催する環境教育リーダー養成講座などへ積極的に参画しましょう。
- 環境に関するセミナーや講演会などを開催しましょう。

市の取り組み

- 環境教育学習のメニューを作成します。
- 環境教育指導者組織を設置します。
- 環境学習のための情報提供を行います。

自然保護意識の向上

市民の取り組み

- 地域で実施されている、身近な環境美化や資源回収活動などへ積極的に参画しましょう。
- 環境に関する情報を積極的に収集し、関心あるものには積極的に参画しましょう。
- 森林や里山など自然とふれあう事のできる講習会等へ積極的に参画しましょう。

事業者の取り組み

- 地域住民との協働による、環境保全活動の機会づくりを進めたり地域の環境保全活動への支援を心がけましょう。
- 市民が行う環境保全活動や市の環境施策に対して、理解し協力をしましょう。

市の取り組み

- 環境に関する市民団体、小・中学校及び高等学校等と連携し活動の支援を行います。
- 総合計画や個別計画との連携・調整を行います。
- 環境問題の現状と取り組みについて、広報やホームページ、CATV等を活用して提供します。

環境保全活動の推進

市民の取り組み

- 市や民間団体等が取り組む環境保全活動に積極的に参画しましょう。
- 市などから発信される環境保全活動に関心を持ちましょう。

事業者の取り組み

- 環境保全に関わる事業者の活動や、地域のネットワークに参画し、情報発信などに努めましょう。
- 各主体と協力・連携した地域の環境づくりに積極的に取り組みましょう。

市の取り組み

- 環境に関する市民団体などの育成と活動の支援を行います。
- 地域で行われている活動の連携・調整を行います。

